河内町定住促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内への定住を促進するとともに地域の活性化を図るため、町内に新たに住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　定住　河内町の住民として永住の意思をもって居住し、本事業の交付決定を

受けてから５年以上継続して当町の住民基本台帳（以下「町住民基本台帳」と

いう。）に記載され、かつ、生活の本拠が当町にあることをいう。

（２）　新築住宅等　自己の居住の用に供するため確認申請を受け建築した住宅又は

販売を目的として新たに建築された住宅をいう。

（３）　中古住宅　過去に人の居住の用に供されていた物件をいう。

（４）　取得　住宅を新築又は購入し所有権の保存又は移転の登記が完了することを

いい、この日を基準日とする。

（５）　転入者　基準日の１年前の日以降に、他の市区町村の住民基本台帳から、町住民基本台帳に記載された者をいい、転入前５年間に一度も町住民基本台帳への記載がないこと。

（６）　中学生以下の子　満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日が終了するま

での者をいう。

（７）　改修工事　住宅の修繕、補修、模様替え等の工事のうち、建物本体に係るも

のをいう。

（８）　町内業者　町内に事務所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和２

４年法律第１００号）に基づく許可を受けた法人又は個人で町長が認めるもの

をいう。

（補助金の交付対象住宅）

第３条　補助金交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

1. 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが居住する

ための住宅であること。（別荘等一時的に使用するもの及び賃貸を目的とするも

のは除く。）

1. 玄関、台所、トイレ及び浴室を備えた居住の用に供する部分を備えていて、延

床面積が４０平方メートル以上のもの

1. 新築住宅等の取得にあっては、令和２年１月２日以降に取得した建物であり、

土地及び建物の取得に要する費用の合計が１，０００万円以上のもの。ただし、中古住宅の取得にあっては、令和２年１月２日以降に取得した建物であり、土

地及び建物の取得に要する費用と取得後１年以内に行う改修工事に要する費用

の合計が３００万円以上のもの

1. 取得した住宅が申請者の名義で、所有権の保存、又は移転の登記をしたもので

あること。

(５)　３親等以内の親族から取得した住宅以外であること。

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（１）　取得した住宅に居住し、町住民基本台帳に記載されていること。

（２）　交付対象住宅の所有者であること。ただし、共有の場合は、持分が最も多い者とする。

（３）　申請者及び同一世帯の者全員（以下「申請者世帯」という。）が、住民税、固

定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、上下水道使用料及び町営

住宅使用料を滞納していない者であること。

（４）　過去にこの補助金を受けた申請者世帯でないこと。

（５）　申請者世帯が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年

法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団員でなくなった日から５年を経過している者であること。

（補助対象の種類及び額）

第５条　補助の対象となる種類、対象物件及び額は、別表のとおりとする。

２　前項に規定する補助は１回限りとする。

（交付の申請）

第６条　申請者は、河内町定住促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて基準日から６か月以内に町長に提出しなければならない。ただし、基準日が令和２年１月２日から令和３年９月３０日までの場合にあっては、令和４年３月３１日までに提出することとする。

（１）　誓約書（様式第２号）

（２）　世帯全員の住民票（住民票謄本）

（３）　全部事項証明書（建物）

（４）　工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、売買契約書に記載されている金額が３００万円に満たない場合は、改修工事に係る請負契約書の写しも併せて提出すること。

（５）　新築又は購入した住宅の全景が確認できる写真

（６）　対象となる住宅の地図及び間取り図

（７）　世帯全員の納税等を確認できる書類。ただし、町外から転入してきた世帯（世

帯員に町外から転入してきた者がいる場合も含む。）の場合、転入前の市区町村

が発行した世帯員全員の市区町村税納税証明書等

（８）　加算条件を証明する書類

（９）　申請が可能な者が２名以上いる場合、申請者とならない者からの委任状

（10）　その他町長が必要と認める書類

（補助の決定）

第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の交付の可否を決定し、河内町定住促進事業補助金交付決定・却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条による通知を受けた申請者は、河内町定住促進事業補助金交付請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第９条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、河内町定住促進事業補助金返還命令書（様式第５号）により、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

1. 補助対象者が当該補助金の交付を受けてから５年以内に転居し、又は転出した

とき。ただし、補助対象者と生計を一にする者が引き続き当該住宅に居住する場

合を除く。

1. 当該補助金の交付を受けた日から５年以内に当該補助金の対象となる物件等

を譲渡、交換又は貸付したとき。

（３）　虚偽の申請その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。

（４）　前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（５）　その他町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助の対象となる種類 | | 助成額 |
| 住宅の新築 | | ３０万円 |
| 中古住宅の購入 | | ２０万円 |
| 加算  条件 | 空き家登録制度に登録がある住宅を取得した場合 | １０万円 |
| 申請者若しくはその配偶者が４５歳未満の場合 | １０万円 |
| 申請日において中学生以下の子がいる場合 | １０万円 |
| 世帯員が２名以上の場合 | １０万円 |
| 住宅建築若しくは改修の一部を町内業者に依頼した場合 | １０万円 |
| １年以上町内の借家に居住していた後の取得 | １０万円 |
| 申請者が町内で事業を営む場合（農業も含む） | １０万円 |
| 申請者の勤務先が町内である場合（農業も含む） | １０万円 |
| 金融機関より融資を受けて新築・改修をする場合 | １０万円 |
| 成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得した場合 | １０万円 |

上記の助成額は５０万円を限度とする。ただし転入者に限っては、転入者特別加算

（３０万円）を加えた８０万円を上限とする。

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

河内町定住促進事業補助金交付申請書

河内町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所　河内町

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先：　　　　　　　　　　　）

河内町定住促進事業補助金の交付を受けたいので、河内町定住促進事業補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　住宅の所在地 | 河内町 |
| 2　住宅の取得区分 | □新築住宅　　□中古中宅 ※該当箇所にレ印を記入 |
| 3　住宅の延べ床面積 | ㎡（うち居住部分　　　　㎡） |
| 4　取得費 | 円 |
| 5　登記完了日 | 年　　　月　　　日 |
| 6　加算の有無  　※助成額の上限は５０万円、ただし転入者特別加算に該当する場合には８０万円を限度とする | □空き家登録制度による取得  □申請者若しくはその配偶者が45歳未満  □中学生以下の子がいる場合  □世帯員が2名以上  □町内業者の施工  □1年以上町内借家に居住後の取得  □町内で事業を営む場合(農業も含む)  □勤務先が町内である場合(農業も含む)  □金融機関の融資  □成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得  □転入者特別加算に該当  ※該当箇所にレ印を記入 |

申請にあたりまして、市区町村税等の滞納の有無について調査することに承諾いたします。

氏　名

添付書類

（１）誓約書（様式第２号）

（２）世帯全員の住民票（住民票謄本）（コピー可）

（３）全部事項証明書（建物）

（４）工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、中古住宅において売買契約

に記載されている金額が300万円に満たない場合、改修工事に係る請負契約書

の写しも併せて提出。

（５）対象となる住宅の全景が確認できる写真

（６）対象となる住宅の地図及び間取り図

（７）世帯全員の納税等を確認できる書類。ただし町外から転入してきた世帯（世帯

　　員に町外から転入してきた者がいる場合も含む。）の場合、転入前の市区町村が

発行した転入者全員の市区町村納税証明書等

（８）加算条件を証明する書類

（９）申請が可能な者が２名以上いる場合、申請者とならない者からの委任状

（10）その他町長が必要と認める書類

委　　　任　　　状

代理人　住所

氏名

私は、上記のものを代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

１　河内町定住促進事業補助金の申請、請求及び交付に関する一切の事項

年　　月　　日

委任者　住所

氏名

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

河内町長　様

申請者 　住　所　河内町

氏　名

誓　約　書

私は、河内町定住促進事業補助金を活用するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

１　河内町定住促進事業補助金交付要綱第９条の規定により補助金の返還命令が命じられた場合には、速やかに命令書に従い補助金を返還いたします。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員には世帯員についても該当いたしません。

３　河内町の住民として永住の意思をもって居住し、本事業の交付決定を受けてから５年　　　以上継続して当町の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を当町とすることを誓います。

　上記申請者が、河内町定住促進事業補助金交付要綱第９条により補助金の返還義務が生じたにもかかわらず町に補助金の返還をしない場合には、上記申請者に代わり返還すべき金額すべてを納入いたします。

年　　月　　日

住所

氏名

様式第３号（第７条関係）

　第　　号

　　年　　月　　日

河内町定住促進事業補助金交付決定・却下通知書

　　　　様

河内町長　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました河内町定住促進事業補助金の交付について、次のとおり決定・却下したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 却下の場合その理由 |  |

* 事業内容を調査し、適当でないと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

河内町長　　様

申請者　住所　河内町

氏名

電話

河内町定住促進事業補助金交付請求書

年　　月　　日付で交付決定のあった河内町定住促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

　１　支払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込金融機関 | 銀行  信用金庫  農協 | 本店  支店  支所 |
| 預金の種類 | 普通　・　当座 | |
| 口座番号 |  | |
| フリガナ |  | |
| 口座名義人 |  | |

※口座名義人は申請者に限ります。

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

河内町定住促進事業補助金返還命令書

　　　　　　　　　　様

河内町長　　　　　　　印

年　　月　　日付第　　　号にて交付決定した補助金については、河内町定住促進事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　返還期限　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　返還を命ずる理由